

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答 (参加資格に関するものを除く)

【募集要項に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
1	募集要項	12	第3章	1	(2)	コ	(イ)		対話参加者	グループでの参加でしょうか。	御理解のとおりです。
2	募集要項	17	第4章	2	(6)				施設稼働日数	施設稼働日数が1年で195日、給食提供日数が1年で小学校175日程度、中学校170程度との事ですが、20日程度(施設稼働日195日マイナス小学校給食提供日数175日)は清掃等の整備日との理解でよろしいでしょうか。	各学校により、学期(長期休業)の開始・終了時期が異なることから、給食提供期間も異なることを踏まえ、施設稼働日数を195日としています。 なお、清掃等の整備日は別途確保してください。
3	募集要項	17	第4章	2	(6)				施設稼働日数	平成30年度、令和元年度の小学校、中学校各月の給食提供日数をお示し下さい。	追加資料として、資料17「(参考) 都南学校給食センター月別給食提供数(平成30年度)」を公表します。
4	募集要項	20	第6章	4					契約を締結しない場合	代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を欠く場合、参加資格審査書類受付後に新たな構成員又は協力企業の追加申請は可能という事でしょうか?	応募者が追加を希望する構成員又は協力企業の参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業運営に支障をきたさないと市が判断した場合は、当該構成員又は協力企業の追加申請を認める予定です。
5	募集要項	25	別紙2	2	(1)	イ			サービス対価Aの算定方法	募集要項P25の起債対象額を開示していただけますでしょうか。	事業者の提案金額によって起債金額が異なるため、開示できません。
6	募集要項	25	別紙2	2	(1)				サービス対価の算定方法	サービス対価Aにつきまして、交付対象額とは「様式6-9①」に記載のⅡ.建設業務(i~viiiの合計)の金額と同一であるとの理解で宜しいでしょうか。また、上記Ⅱの金額が交付対象額824,558千円(税込み)を上回る場合は、344,547千円(税込み)が文部科学省学校環境改善交付金として貴市より支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、交付対象額は建設業務に係る対価の一部であり、同一となるとは限りません。 後段については、御理解のとおりです。
7	募集要項	25	別紙2	2	(2)	ア、イ			基準金利	「ア.提案時の基準金利」は、「午前10時現在のTOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) としてテレレート17143頁に公表される6ヶ月LIBORベース15年物(円/円)スワップレート」、 「イ.金利確定日」は、「本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前」とされています。本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前である2023年1月27日時点にはLIBORは廃止されていることが見込まれますが、その場合には、どのように決定されますでしょうか。事業者に対する融資を行う金融機関にとっても、融資の前提となる重大な事項ですので、金融機関とも協議の上で決定される建付けをお願いしたいと考えております。	LIBORが廃止された場合は、TIBORを採用します。
8	募集要項	25	別紙2	2	(2)				サービス対価Bの算定方法	【表 基準金利】の「ア 提案時の基準金利」は単に基準金利であり、実際の基準金利は、本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前における午前10時現在のTOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) としてテレレート17143頁に公表される6ヶ月LIBORベース15年物(円/円)スワップレートという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に関する質問書(参加資格に関するもの以外)回答No7を参照ください。

【募集要項に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
9	募集要項	25	別紙2	2	(2)				サービス対価Bの算定方法	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答にある、『債務発生時に処理されるべき』とは、貴市がサービス対価Bの割賦元本総額に対する消費税をまとめて支払う、との理解でよろしいでしょうか。事業者としては、施設の引き渡し時にサービス対価A及びBの総額を売上計上しなければならず、翌年度の多くの消費税納付が発生します。納付に必要な資金借入が必要になり、割賦金利が大幅に増加すると思慮します。サービス対価Bの総額に係る消費税を一括で支払っていただけるよう、ご検討をお願いいたします。	サービス対価Bに係る消費税については、サービス対価A及びサービス対価Aに係る消費税と合わせて一括で支払います。なお、募集要項（29頁）「サービス対価の支払い方法」も合わせて参照ください。
10	募集要項	26	別紙2	2	(3)	ア			サービス対価Cの算定方法	①学校給食調理固定費は、年度ごとに平準化する必要は無く、各年度で異なる金額で提案してもよろしいでしょうか。	学校給食調理固定費は、事業期間に渡って一定の（各四半期、年度ごとに同じ）金額を提案してください。
11	募集要項	26	別紙2	2	(3)	ア			サービス対価Cの算定方法	④光熱水費について、応募者が提案する使用量に基づき支払われることとなりますが、様式7-6は給食調理に使用するエネルギー使用量を提案する様式となっています。契約条件を明確化するためには、エネルギー毎に使用量を提案する様式が必要ではないでしょうか。	修正版の様式7-6を参照ください。
12	募集要項	26	別紙2	2	(3)	ア			サービス対価Cの算定方法	⑤修繕・更新費は、年度ごとに平準化する必要は無く、各年度で異なる金額で提案してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	募集要項	26	別紙2	2	(3)	ア	④		光熱水費	給食センター施設内で開催される試食会や食育イベントの回数によっても予定使用量を超過する場合がありますが、その場合も貴市負担としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
14	募集要項	26	別紙2	2	(3)				光熱水費	市専用部分の使用量を算出するに当たり、市職員の勤務日数・勤務時間等をご教示頂けますでしょうか。	現都南学校給食センターの職員配置、勤務日数、定休日は次のとおりです。 【職員配置】 ・所長 1名 ・事務 1名 ・栄養士 3名 ・臨時職員（栄養士） 1名 ・臨時職員（事務） 1名 【勤務時間】 8時～16時45分（所長のみ9時～16時） 【定休日】 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

【募集要項に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
15	募集要項	29	別紙3	1	(1)				サービス対価の支払い方法	割賦金利の計算に用いる利率が、施設引渡日の1銀行営業日前とありますが、P25(2)では2銀行営業日前となっています。いずれが正でしょうか。	誤記です。 施設引渡日の2営業日前とします。なお、募集要項(29頁)「サービス対価の支払方法」の文中「1営業日前」を「2営業日前」と修正します。
16	募集要項	29	別紙3	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価Cにつきまして、四半期毎の支払額の算出の為、4で除した際に生じた端数については四半期のいずれかにおいて当該端数の調整を行っても宜しいでしょうか。	第4四半期で調整してください。
17	募集要項	29	別紙3	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価Cにつきまして、全60回の貴市からの入金は全て同額との理解で宜しいでしょうか。また、SPCから各委託事業者への支払は同額でなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、各回のサービス対価は、提供食数や修繕・更新費などの事業者の提案額によって異なります。 後段については、御理解のとおりです。
18	募集要項	29	別紙3	1	(1)				サービス対価の支払い方法	割賦料の基準金利にはゼロフロア条項が適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	金利確定日の基準金利がマイナスとなっていた場合には、基準金利は0%と見なします。 なお、募集要項(25頁)「サービス対価Bの算定方法」も合わせて参照ください。
19	募集要項	29	別紙3	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価Cに含まれる②学校給食調理変動費について、1食の単価の設定に制限はございますか。	1食単価の設定に制限はありません。
20	募集要項	30	別紙3	1	(2)				サービス対価の支払い方法支払い時期	表中に支払対象期間と記載がありますが、サービス対価Bについては利息計算期間という理解でよろしいでしょうか。また、第1回目の利息は施設引渡日によらず4月1日からということでしょうか。	前段、後段ともに御理解のとおりです。サービス対価Bの割賦金利は四半期ごとに計算してください。
21	募集要項	32	別紙3	2	(2)				サービス対価Cの改定	⑤修繕・更新費に単価との記載がありますが、単価の記載は不要ではないでしょうか	誤記です。 募集要項(32頁)「修繕・更新費」の「修繕・更新費の単価」を「修繕・更新費」と修正します。

【募集要項に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
22	募集要項	32	別紙3	2	(2)				サービス対価Cの改定	※に①～⑤の単価との記載がありますが、②～④の単価の誤りでしょうか。	誤記です。 募集要項(32頁)の「①～⑤の単価」を「②～④の単価」と修正します。
23	募集要項	32	別紙3	2	(2)				サービス対価Cの改定	【表 物価変動による見直し時のサービス対価Cの改定方法】中の⑥配送車の燃料費については、提案する燃料に応じた物価指標を適用していただけますでしょうか。	物価変動の指標は、応募者の提案を踏まえて、市の協議により変更することが可能です。 なお、募集要項(33頁)も合わせて参照ください。
24	募集要項	32	別紙3						サービス対価Cの改定	サービス対価Cのうち、人件費の改定に使用する指標が毎月勤労統計調査(賃金指数(決まって支給する給与/調査産業計))とありますが、この指標では近年は年1%程度の上昇となっています。運營業務にかかる費用のうち、約6割がパートの人件費で構成されており、そのパート人件費に関して、最低賃金が毎年2～3%上昇しており、このサービス対価の改定指標ではカバーできず、運営企業にとって数千万円～数億円の負担が発生しております。そのため、事業者は入札時に実際の賃金上昇の有無にかかわらず上昇分を入札金額に見込むため、入札価格の上昇要因となり、市にとっても不利益となります。使用する指標の見直しをお願いいたします。	物価変動の指標は、応募者の提案を踏まえて、市の協議により変更することが可能です。 なお、改定費目の細分化は認めません。
25	募集要項	34	別紙4	2					設計・建設に関するモニタリング	設計業務、建設業務、工事監理業務以外の各種物品調達等業務、学校配膳室の改修業務、開業準備業務も「設計・建設に関するモニタリング」の対象という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 各種物品調達等業務、学校配膳室の改修業務、開業準備業務においても、書類による確認及び現地における確認により、モニタリングを実施します。
26	募集要項	37	別紙4	3	(2)	オ			サービス対価C総額の減額	減額ポイントは四半期ごとに集計されますが、年度ごとに1回の支払いとなる修繕・更新費についてはどのような適用になるのでしょうか。	第4四半期に対象分を減額します。

【要求水準書に関する質問】

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	1	第1章	1					本書の位置づけ	「開業準備及び引渡業務」とありますが、「開業準備業務」の誤りでしょうか	御理解のとおりです。修正します。
2	要求水準書	5	第1章	7	(1)	ア			提供食数	資料2 想定する献立にはアレルギー対応数想定数100食と記載ありますが、アレルギー対応食は85食設定との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。資料2におけるアレルギー想定児童数は100人ですが、給食提供においては85人内になるよう献立作成にて対応します。
3	要求水準書	5	第1章	7	(1)	ウ	(イ)	a	配送校	単独調理場校の改修工事に伴う臨時的な給食提供についてですが、2時間喫食の観点から本施設から供給可能な学校のみ対象になるかと思いますが、想定される学校及び児童数・クラス数をお示し頂けますでしょうか。また、アレルギー対応食が含まれる場合でも最大85食の認識で良いでしょうか。	前段については、市単独調理場校の改修工事に伴う臨時的な給食提供が想定される学校及び児童数・クラス数は、現時点で未定です。 後段については、御理解のとおりです。
4	要求水準書	5	第1章	7	(1)	ウ	(イ)	a	事業期間中の配送校	臨時的に給食を提供する時期、学校数、学校毎のクラス数、コンテナ数、食数をお示し下さい。	要求水準書に関する質問回答No3を参照ください。
5	要求水準書	5	第1章	7	(1)	ウ	(イ)		配送校	市内の単独調理場校の改修工事に伴い、本施設から臨時的に給食を提供することを予定しているとのことですが、これに伴う増額費用については、別途、合理的な範囲で貴市に請求できるとの理解で宜しいですか（本提案金額には含まない）。	御理解のとおりです。なお、最大8,500食の調理にかかる費用は本事業内での支払いとなります。
6	要求水準書	6	第1章	7	(1)	オ	(7)		献立方式	主菜2献立について、A献立及びB献立の対象校をそれぞれお示し頂けますでしょうか。調理工程及び配送計画に作成が必要となります。	A献立及びB献立の対象校は現時点では未定です。必要に応じてそれぞれの対象校及びその考え方を提案してください。市は、事業者の提案や意見等も踏まえて供用開始前に決定します。
7	要求水準書	6	第1章	7	(1)	オ	(エ)		献立方式	都南学校給食センターでの液卵の解凍方法および納品形態についてご教示ください。	現在、納品形態は凍結液卵、解凍方法は流水解凍です。
8	要求水準書	6	第1章	7	(1)	カ	(7)		アレルギー対応食	アレルギー対応食も主菜は2献立対応との認識でよろしいでしょうか。	アレルギー対応食の主菜は1献立とします。

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
9	要求水準書	6	第1章	7	(1)	ク	(7)		配送	加熱終了後2時間以内とありますが、主菜や汁物については最終温度確認後2時間以内、副菜のうち和え物の場合は冷却後の温度計測から2時間以内という理解でよろしいでしょうか。	主菜、汁物をはじめとした温かい状態で提供される食品については、最終温度確認後2時間以内とします。また、和え物については、和え作業終了時から2時間以内とします。
10	要求水準書	13	第2章	1	(1)	キ			施設整備要件	要求水準書P13 第2章 施設整備要件 1敷地条件等表中 (1) 敷地条件キ開発許可について、「要協議」と明記されていますが、P36 (2) 業務の実施イ開発許可及び確認申請等では、「本事業は、開発許可申請手続きは不要である。」と明記されていますが、どのような協議が必要なのでしょう。	開発許可申請手続きは不要ですが、建設に伴い必要に応じて関係する協議を行ってください。 なお、開発協議自体は不要ですので、要求水準書(10頁)「施設整備要件」の「要協議」を「協議不要」と修正し、修正版を公表します。
11	要求水準書	13	第2章	1	(2)	イ			施設整備要件	(1) 敷地条件等について、敷地は宅地造成(盛土・切土等)完了した状態で、お渡しいただけるのでしょうか。募集要項P2(4)の業務範囲「事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。」とありますが、敷地の造成については何もうたわれておりませんがご明示ください。	造成工事は令和2年度中に市が実施するため、事業者が行う工事はありません。
12	要求水準書	13	第2章	1	(2)	カ			土壌汚染	「無し」とありますが、これをもって土壌に関する事前調査等の汚染関係の調査は不要と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	要求水準書	13	第2章	1	(3)	ア			上水道	「直結給水方式を基本とする」とは、加圧ポンプで増圧を行う、「増圧直結給水方式」を含むと考えて宜しいですか。	増圧直結給水方式は、含みません。
14	要求水準書	13	第2章	1	(3)	ア、イ			施設整備要件	ア上水道に関して、表中下段の「工事費用、その他の初期費用等は事業者負担とする。」とありますが、負担の範囲をご明示ください。	市が敷地境界までの引込を行いますので、敷地内の必要な工事(敷地内配管工事等)及び水道加入金の支払いが事業者の負担になります。
15	要求水準書	13	第2章	1	(3)	ア			上水道	「工事費用、…事業者負担とする。」とありますが、本敷地内のボックス敷設までが貴市負担工事で、そのボックス接続以降の工事が、事業者負担工事の解釈で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	要求水準書	13	第2章	1	(3)	ア			上水道	「直結給水方式を基本とすること。」と記載があります。26頁で受水槽とした場合の災害用の飲用水確保が明記されていますが、直結給水方式とした場合の災害飲用水の確保については貴市はどのようにお考えでしょうか。ご教授願います。	本施設における災害対応は想定しません。要求水準書(26頁)「給水・給湯・給蒸気設備」の文中「緊急遮断弁、防水バルブを整備し飲用水として利用できるようにすること」を、「緊急遮断弁を設けること」と修正します。
17	要求水準書	13	第2章	1	(3)	ア			上水道	「工事費用、その他の初期費用は事業者負担とする。」と記載がありますが、給水加入金等も事業者負担となりますでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No14を参照ください。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答 (参加資格に関するものを除く)

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
18	要求水準書	14	第2章	1	(3)	イ			下水道	「工事費用、…事業者負担とする。」とありますが、本敷地内に設置される汚水桝までが貴市負担工事で、その汚水桝に接続する工事が、事業者負担工事の解釈で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	要求水準書	14	第2章	1	(3)	イ			下水道 (汚水・雨水)	「工事費用、その他の初期費用等が受益家負担となる場合には事業者負担とする。」との記載があります。事業者は本敷地内に設置される汚水桝へ敷地内の排水管を接続することになりますが、汚水本管の敷設や宅内桝の設置に伴う市の初期費用に対し実際に排水受益者負担金は発生するのでしょうか。発生する場合は事業者負担となるのでしょうか。	下水道受益者負担金は、市が負担します。
20	要求水準書	14	第2章	1	(3)	ウ			雨水排水	「雨水排水等の側溝への放流については、市道路管理者と事前協議の上対応すること。」とありますが、提案時点の今現在から市道路管理者との事前相談を行うことは可能でしょうか。	可とします。市盛岡南整備課に相談してください。
21	要求水準書	14	第2章	1	(3)	エ			都市ガス	【資料8「インフラ関連資料」】参照とありますが、資料8で敷設予定情報を読み取ることができませんでした。ご教授いただきたいです。	供給事業者 (盛岡ガス) にお問合せください。
22	要求水準書	14	第2章	1	(3)	カ			電力	「受変位置については敷地北西部を想定」とありますが、電力引込位置を、敷地北西部として、受変電設備の設置は任意と考えて宜しいですか。	御理解のとおりです。
23	要求水準書	17	第2章	3	(1)	イ	(7)	f	給食エリア	f生食する果物類…下処理後に加工や消毒を行うスペース…とありますが、貴市が想定する場所は、煮炊き調理室の上処理コーナーと和え物室のどちらでしょうか。ご教示願います。	事業者にて適切に対応できる場所を提案してください。
24	要求水準書	17	第2章	3	(1)	イ	(7)	f	給食エリア	「リンゴを切り分けて提供する等を想定し、下処理後に加工や消毒を行うスペースを考慮する」とありますが、下処理後にどのような状況で食材を消毒するのでしょうか。ご教示ください。	下処理後、リンゴや梨等については、芯抜き・カット後に消毒します。なお、オレンジ等については、消毒後にカットを行います。
25	要求水準書	17	第2章	3	(1)	イ	(7)	k	給食エリア	嘔吐した対象者の食器等の返却方法についてご教示ください。	学校において、洗浄消毒後、ビニール袋等に入れ、嘔吐した食器であることを明記した上で返却します。
26	要求水準書	19	第2章	3	(3)				構造計画	部位：建築設備に分類：乙類とありますが、具体的にはどのような基準になりますでしょうか。ご教授いただきたいです。	官庁施設の総合耐震計画基準になります。
27	要求水準書	20	第2章	3	(4)	ウ	(カ)		扉仕様	食品の動線上の位置する扉の範囲について 冷蔵庫、パススルーカウンターに設置する扉等は人の行き来が出来ない扉については対象外と考えているが問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答 (参加資格に関するものを除く)

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
28	要求水準書	20	第2章	3	(4)	ウ	(コ)		外窓仕様	「解放できる構造の外窓に・・・」とありますが火災時や非常時に使用する排煙窓については網戸等の設置の対象外と考えるが問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。
29	要求水準書	23	第2章	3	(6)	イ	(ウ)	c	太陽光発電	C太陽光発電…なお、発電した電力を売電することも可とする。とありますが、売電した場合の収入は事業者に戻るとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
30	要求水準書	24	第2章	3	(6)	イ	(キ)	c	テレビ共同受信設備	契約に関しては地上契約で宜しいのでしょうか。	御理解のとおりです。
31	要求水準書	24	第2章	3	(6)	イ	(コ)	b	昇降機設備	給食エリアから多目的室への給食配膳は、開業時の試食のみを指しているのでしょうか。	供用開始後、本施設の見学に際し、給食を提供する場合があります。
32	要求水準書	25	第2章	3	(6)	ウ	(イ)	j	空気調和・換気設備	炊飯室・洗浄室も、学校給食衛生管理基準にある「25℃以下」に保つことのできる空調計画であれば、スポットタイプの空調を導入しない提案も可能でしょうか。	御理解のとおりです。
33	要求水準	26	第2章	3	(6)	エ	(イ)	d	受水槽	防災用の給水バルブでの飲用水はセンター内での使用のみと考えてよいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No16を参照ください。
34	要求水準書	26	第2章	3	(6)	エ	(ウ)	b	排水設備	「汚染作業区域の排水は・・・」とありますが、ピット階も含まれるでしょうか。	ピット階は汚染作業区域とします。なお、ピット階については、地下湧水を極力防護する措置を講じることとし、道路側溝への排水については、計画段階で露道路管理者と協議してください。
35	要求水準書	26	第2章	3	(6)	エ	(ウ)	d	排水設備	「d 除外施設は～適切な仕様とすること。」とありますが「除外施設」とは16頁の付帯施設の排水処理施設とは異なるものでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	同じものです。 なお、要求水準書に記載のある除害施設は、すべて排水処理施設に修正します。
36	要求水準書	27	第2章	3	(6)	エ	(オ)	i	便所水栓	全ての機器範囲について、洗浄スイッチ、水栓が該当と考え、また洗浄便座等を設ける場合はコントロールスイッチは対象外と考えていますが問題ないでしょうか。	手洗い及び便器洗浄の水洗については、センサー方式等の手で触れない方式を必須とし、それ以外については、事業者にて適切な方法をご提案ください。
37	要求水準書	27	第2章	3	(6)	エ	(オ)	i	便所水栓	便器の範囲については、衛生管理上調理者用大便器が対象で、停電時用手元バルブは来客用の小便器は対象外と考えますが問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。
38	要求水準書	30	第2章	4	(2)	ウ	(ウ)	d	貯米機器、洗米機器	米の納品は週何回を想定しているかお示し頂けますでしょうか。	週5回(平日の5日)を想定しています。
39	要求水準書	30	第2章	4	(2)	エ	(イ)		揚物機	揚物機を使用した手作り調理の提供はありますでしょうか。想定している献立をご教示ください。	から揚げ、てんぷら、フライ等を想定しています。

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
40	要求水準書	30	第2章	4	(2)	エ	(ウ)	c	スチームコンベクションオープン	カップで個食提供する献立の場合、カップも含め貴市に調達いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
41	要求水準書	31	第2章	4	(2)	エ	(ウ)		スチームコンベクション	「手作り調理としてカップでの個別提供が行えるように留意すること。」とありますが、いわゆる「手作り調理」のような手の込んだ献立としてはどのような献立を想定されておりますでしょうか。また、カップを使用する献立としてはどのような献立をご想定でしょうか。	カップ焼き、グラタン等を想定しています。
42	要求水準書	31	第2章	4	(2)	エ	(ウ)	c	スチームコンベクション	「手作り調理としてカップでの個食提供…」の記載について、想定している献立をご教示ください。また、カップ以外で手作り調理を想定している献立がありましたらご教示ください。	要求水準書に関する質問回答No41を参照ください。
43	要求水準書	31	第2章	4	(2)	エ	(ウ)	a	調理・加工機器	「主菜2献立分の食数（焼物・蒸し物合わせて8,500食/日）が調理可能となる台数を設置」とありますが、2献立の主菜の組み合わせとして、蒸物と蒸物の組み合わせはありますでしょうか？	揚物と揚物の組合せを除く、全ての組合せがあるものとして提案してください。
44	要求水準書	31	第2章	4	(2)	エ	(エ)	d	炊飯機	混ぜご飯の具は、炊飯ラインでの具材や調味料の炊き込み又は煮炊き調理室内の釜で調理した具材を混ぜ合わせる等、どのような作業工程をお考えでしょうか。	調味料や下処理した具を炊き込む場合（ターメリックライスや栗ご飯等）と調理場内で調理した具を炊飯後混ぜ込む場合の両方を想定しています。
45	要求水準書	32	第2章	4					厨房設備に係る要求水準	本項記載のものは、残留塩素計やコンテナを含め、厨房設備工事として取り扱い、起債対象となる費目として取り扱うという理解でよろしいでしょうか。また、本項に記載のない移動台などは厨房物品として取り扱い、起債対象となる費目には含めないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
46	要求水準書	33	第2章	4	(2)	オ	(ウ)	b	コンテナ	飲むヨーグルト提供時は、牛乳回収缶に飲み残しを入れ、容器はビニール袋等で回収を想定していますでしょうか。	飲み残しについては、ご理解のとおりです。容器については、納入業者が回収します。
47	要求水準書	43	第4章	3	(1)	ア			確認の対象	各種物品調達等業務（運営物品の更新に関するものを除く。）とありますが、括弧書きは不要ではないでしょうか。	疑義を避けるための記載です。原文のとおりとします。
48	要求水準書	47	第6章	1	(2)				配送員控室	配送員控室という記載がありますが、資料9諸室リストの運転手控室と同じ部屋を指すという認識でよろしいでしょうか。また、この控室は調理場の2Fに配置してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。また、この控室は2階に配置することも可とします。なお、資料9の修正版を公表します。
49	要求水準書	47	第6章	1	(2)				各種物品の概要	市専用物品は、市職員用事務室等の什器・物品とありますが、資料10「市専用物品リスト」に示される多目的室及び献立試作室に設置するものは、市専用物品と共用物品のいずれでしょうか。	市専用物品です。要求水準書（47頁）の①-3表中「多目的室」を削除し、修正版を公表します。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答 (参加資格に関するものを除く)

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
50	要求水準書	47	第6章	1	(2)				各種物品の概要	厨房物品は調理エリアに設置するとの記載がありますが、給食エリアの誤りでしょうか。	御理解のとおりです。修正版を公表します。
51	要求水準書	47	第6章	2	(1)	ア			市専用物品	共有部の自動販売機設置は必要でしょうか。もし設置する場合の設置者をご教示お願いします。	共用部分の自動販売機の設置は、必須ではありません。設置は可能ですが、設置を検討する場合は、設置場所や業者の選定方法を含め、市と協議を行ってください。
52	要求水準書	47	第6章	2	(1)	イ			事業者用物品	事業用スペースに自動販売機設置は可能でしょうか。もし設置する場合の設置者をご教示お願いします。	設置は可能です。なお、設置を検討する場合は、設置場所や業者の選定方法を含め、市と協議を行ってください。
53	要求水準書	47	第6章	2	(2)				厨房物品	厨房物品は調理エリアに設置するとの記載がありますが、給食エリアの誤りでしょうか。	御理解のとおりです。修正版を公表します。
54	要求水準書	49	第7章	1	(2)				業務期間	令和3年度改修対象校、4年度改修対象校は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
55	要求水準書	58	第9章	2	(4)				年間業務計画書の作成、提出	年間業務契約書については、事業契約書(案)第47条では、事業年度の開始日の前日までに貴市の確認を得ることとなっています。事業契約書(案)を正と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書を正とします。年間業務計画書は、当該業務開始の2か月前までに提出してください。
56	要求水準書	63	第9章	6					施設物品保守管理業務	多目的室に設置する物品の保守管理についても貴市が行うものとして頂けますでしょうか。少なくとも印刷機については使用の頻度などが不明なことから、印刷費やメンテナンス費(消耗品費を含む)は貴市の負担として頂けますでしょうか	前段について、多目的室に設置する物品の保守管理については、事業者が実施することとします。後段について、市は印刷用紙に係る費用のみ負担します。それ以外の費用(印刷機のリース費用、消耗品費、その他保守管理費)については、事業者の負担とします。
57	要求水準書	67	第9章	8	(3)	ア	(7)		廃棄物処理等業務	平成30年度都南給食センターの各月ごとの廃油処分量をお示し下さい。	追加資料として、資料16「(参考) 都南学校給食センター廃棄物量、廃油回収量(平成30年度)」を公表します。
58	要求水準書	67	第9章	8	(3)	ア	(4)		廃棄物処理等業務	平成30年度都南給食センターの各月ごとの食材納品時の梱包資材等の処分量をお示し下さい。	納品時の梱包資材は、納入業者が持ち帰っているため、処分量は把握していません。
59	要求水準書	67	第9章	8	(3)	ア	(7)		廃棄物処理等業務	平成30年度都南給食センターの各月ごとの学校から回収されたデザート、調味料等の使用済みの容器等の処分量をお示し下さい。	学校から回収されたデザート、調味料等の使用済みの容器等は、全て廃棄物回収量の「可燃ごみ」に含まれており、個別に計量していません。なお、追加資料として公表する資料16を参照ください。

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
60	要求水準書	67	第9章	8	(3)	ア	(エ)		廃棄物処理等業務	平成30年度都南給食センターの各月ごとの市が管理する職員用事務室, 多目的室, 献立試作室から発生する廃棄物量をお示し下さい。	全て廃棄物回収量の「可燃ごみ」に含まれており, 個別に計量していません。追加資料として公表する資料16を参照ください。なお, 都南給食センターには献立試作室はありません。
61	要求水準書	67	第9章	8	(3)	ア	(オ)		廃棄物処理等業務	平成30年度都南給食センターの各月ごとの日常廃棄物量をお示し下さい。	要求水準書に関する質問回答No57を参照ください。
62	要求水準書	67	第9章	8	(3)	ア			廃棄物処理等業務	平成30年度都南給食センターの各月ごとの不燃廃棄物量をお示し下さい。	要求水準書に関する質問回答No57を参照ください。
63	要求水準書	68	第9章	9	(1)	エ			警備業務	調理エリア出入口とありますが, 給食エリアの誤りでしょうか。	御理解のとおりです。修正版を公表します。
64	要求水準書	71	第10章	1	(2)	エ			市が行う業務	学校への直送品の納入時間をお示し頂けますでしょうか。また, 入れ物等の回収がある場合, 回収時間もお示し頂けますでしょうか。	直送品の納入時間等についてはおおよそ次のとおりです。 牛乳: 8時納入, 回収なし その他: 11時納入, 13~14時回収
65	要求水準書	76	第10章	2	(1)	ア	(7)		業務責任者の選任	アレルギー対応食調理責任者は管理栄養士, 栄養士だけでなく調理師有資格者も認めていただけないでしょうか。	調理師有資格者は, 認めません。
66	要求水準書	76	第10章	2	(6)	ア			年間業務計画書の作成, 提出	年間業務契約書については, 事業契約書(案)第47条では, 事業年度の開始日の前日までに貴市の確認を得ることとなっています。事業契約書(案)を正と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書を正とします。年間業務計画書は, 当該業務開始の2か月前までに提出してください。
67	要求水準書	78	第10章	3	(1)	イ			検収補助	想定されている冷凍野菜の最大荷姿と物量をお示しください。	最大850kg程度(1kg入り)を想定しています。(1人当たりの副菜と汁物に冷凍野菜を100g程度使用した場合(100g×8,500食)の想定ですので, 実際の献立によって異なる可能性があります。)
68	要求水準書	78	第10章	3	(1)	イ			検収補助	想定されている冷凍加工品の最大荷姿と物量をお示しください。	最大510kg程度を想定しています。(1人当たりの主菜に冷凍加工品を60g程度使用した場合(60g×8,500食)の想定ですので, 実際の献立によって異なる可能性があります。)
69	要求水準書	78	第10章	3	(1)				検収補助	米の納入頻度, 納入時間, 納品形態等をお示しください。	納品頻度は週5回毎日, 納品時間は未定, 納品形態は10kg袋です。
70	要求水準書	78	第10章	3	(1)				検収補助	調味料の納入は翌日使用分のみ納入か, ご教示ください。	しお, こしょう以外は, 翌日使用分のみ納入です。

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
71	要求水準書	78	第10章	3	(2)	イ			検収補助業務	「ヨーグルト、ゼリーなど個別容器のデザートは」とございますが、デザートのご個別容器の大きさ(寸法)をお教え願います。また、一番大きいデザートのご大きさ(寸法)も合わせてお教え願います。	現都南学校給食センターにおけるデザートのご個別容器の寸法は、直径7cm、高さ5.5cm程度です。 現都南学校給食センターにおける一番大きなデザート(箱入りのケーキ(三角柱))の寸法は、6.4cm×11cm×6.5cm程度です。
72	要求水準書	82	第10章	4	(2)	キ	(7)	c	アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食は市が指示する献立による代替食とありますが、資料2の通り、献立に応じて除去食または代替食での提供のご認識で良いでしょうか。	御理解のとおりです。
73	要求水準書	82	第10章	4	(3)	イ			検食	「調理従事者等のご本施設で調理された食品の試食は、食中毒が発生した時の原因究明措置の面から原則として認めない」とありますが、昼食として喫食することは可能でしょうか。学校給食衛生管理基準の雑則に「学校給食従事者が、施設内で調理された給食を喫食することは、自ら調理した給食を児童生徒とともに食べることに伴って、調理者としての責任を自覚し、給食内容の向上改善に資するものであることから、当該施設内で喫食しても差し支えないこと」とありますので、調理従事者の給食の喫食をお認めください。また、調理従事者による調理品の喫食が不可の場合、外部から昼食を持ち込むことはお認めいただけますでしょうか。	昼食として喫食することは、認めません。 また、昼食について各自持参する、もしくはケータリング等を利用し調理従事者用休憩室で喫食することは可とします。
74	要求水準書	83	第10章	4	(4)	ア	(イ)		配送車	城東中学校への配送は標準の2tトラックであれば通過が可能か否か心配しています。具体的な道路幅員をご教授願います。	市道路管理課にある図面にて道路幅員を確認頂くこともできますが、電柱等が記載されていないので、必ず現地を確認してください。
75	要求水準書	84	第10章	5	(1)	キ			基本的な考え方	アレルギー対応食及びコンテナは各校1階配膳室で貴市職員に直接引き渡しでしょうか。	御理解のとおりです。
76	要求水準書	84	第10章	5	(1)	ク			基本的な考え方	書類や物品等の受け渡し場所は配膳室でしょうか。またどのような物品でしょうか。	受け渡し場所については、御理解のとおりです。 内容については、次のものを想定しています。 ・毎日：連絡ノートや書類(欠食届やスケジュール通知書)を入れたビニール製クリアケース(B4) ・月1回：献立表(A3, 児童生徒分) ・アレルギー代替食提供日：受け渡し簿等
77	要求水準書	84	第10章	5	(2)				配送・回収業務	配送・回収業務において各学校に進入する際、入り口等の指定がありましたらご教授ください。	市において入り口等の指定は行っていません。 事業者にて適切な配送・回収ルートをご提案ください。
78	要求水準書	85	第10章	6	(4)	イ	(ホ)		配送車の維持管理	配送車両に係る賠償保険の内容については提案対象外という理解で正しいでしょうか。	事業者にて適切な保険内容を提案してください。

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
79	要求水準書	86	第10章	6	(3)	イ			残渣等処理業務	平成30年度各月の提供食数及び提供日数をお示し下さい。	追加資料として、資料17「(参考) 都南学校給食センター月別給食提供数(平成30年度)」を公表します。
80	要求水準書	i	-	-	-	-	-	-	目次	第2章 2がありませんが欠番で宜しいでしょうか。	誤記です。修正版を公表します。
81	資料1								配送校の児童・生徒数・学級数	R9年度の、8250食提供時の配缶数をご教示願います。	現時点では未定です。なお、提案作成にあたっては、資料11を参考に提案してください。
82	資料2								A・B献立	8500食時の主食(ごはん)の各材料の発注量(Kg)をご教示願います。	A献立については次のとおりです。 ・精白米：640kg ・麦：60kg ・強化米：2kg B献立については次のとおりです。 ・精白米：620kg ・強化米：2kg ・むき栗：140kg ・薄口醤油：45kg ・三温糖：9kg ・酒：9kg なお、どちらも推定量です。
83	資料2								アレルギー対応食	B献立で食材除去による通常食との同一献立が例示されていますが、要求水準書P.6では、アレルギー対応食は代替食対応と記載されています。プランニングに影響しますので、代替食、除去食どちらに対応すれば良いかお示しください。	代替食を基本とし、一部除去食として対応します。
84	資料2								想定する献立	カット済み野菜の使用はありますでしょうか。使用する際の対象となる食材名をご教示ください。	献立内容により、たけのこ、れんこん、ブロッコリー、カリフラワー、サトイモ等はカット済み野菜を提供する可能性があります。
85	資料2								想定する献立	果物とデザートが同日に提供することはありますでしょうか。	想定しておりません。
86	資料2									A献立及びB献立はそれぞれ別日の献立と理解しますが、想定してる主菜2献立時の献立をお示し頂けますでしょうか。	A献立、B献立それぞれについて主菜①②の2種類を示しております。
87	資料3								ご飯について	新センターの献立は、都南センターでの献立同様、混ぜご飯も炊き込みご飯も想定されていますでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No44を参照ください。

【要求水準書に関する質問】

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
88	資料3								ご飯について	炊き込みご飯する場合、調味液をセンター内で調理することはありますでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No44を参照ください。
89	資料3								献立について	11月14日の献立にあります「ナン」は直送品でしょうか。それともセンター調理でしょうか。センター調理の場合、調理手順をお示しください。	直送品です。
90	資料4								現況敷地図	「現況敷地図」において、汚水枳設置予定箇所として、3か所印表記があります。3か所の枳から、それぞれ下水道へ接続を行い、それぞれを本施設の排水経路として使用可能と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
91	資料5								造成工事	CADデータを頂けないでしょうか。	令和2年3月上旬までに、市ホームページでCADデータを公表します。なお、要求水準書(資料一覧の下部)の「2月末まで」を「3月上旬まで」に修正し、修正版を公表します。
92	資料6								道路計画図	周辺三方とも令和2年完成予定道路がありますが、車両出入口にあたる部分の舗道の切り下げ工事は、事業者負担になりますか。	切り下げ位置については、追加で公表する資料18「道路平面図・横断図」を参照ください。なお、切り下げ位置を変更する場合は、事業者負担とします。
93	資料9								皮剥室	野菜類下処理室に隣接させ、とありますが、作業動線や作業効率、衛生面に配慮したレイアウトであれば、近接でも問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。
94	資料9								皮剥室	「泥付き野菜を使用するところがあることを前提～」とありますが、貴市が想定する具体的な泥付き野菜とは何でしょうか。ご教授願います。	じゃがいも、さといも、ごぼうなどを想定しています。
95	資料9								前室(2)(3)	諸室関連計画と設備・厨房機器の欄で、エアシャワーを設置すべき場所の記載が異なります。どちらが正でしょうか。	諸室計画関連の記載が正です。修正版を公表します。
96	資料9								事業者用事務室	事業者用事務室は市職員用事務室と近接とのことですが、2階に設けることは可能でしょうか。ご教示願います。	1階とします。
97	資料9								駐車場	大型バスの駐車場は1台分の確保で宜しいでしょうか。ご教示願います。	御理解のとおりです。
98	資料9								駐車場	事業用地内に調理従事者等の駐車場を設ける場合、使用料は不要という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
99	資料9								諸室リスト	「資料14「市専用物品リスト」を参照のこと。」という記載は、資料11の誤りでしょうか。	誤記です。修正版を公表します。
100	資料9								諸室リスト	多目的室(1)(2)に、(1)(2)とも30名分の座席を確保することとありますが、資料10には70脚とあります。10脚は倉庫などに収納しておけばよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
101	資料9								諸室リスト	食材搬入用プラットホームとトラックバースは給食エリアの下処理エリアではないでしょうか。様式11-3の建物概要表における設計概要・面積表での面積等の算定を踏まえご検討ください。	食材搬入用プラットホームとトラックバースは、屋外として「付帯施設」としております。 また、様式11-3の3. 諸室表・内部仕上表の面積合計について修正しますので、ご確認ください。 なお、面積等の算定にあたっては、壁などで囲う場合は延べ床面積に算入してください。
102	資料9								検収室	「各学校へ配送する小袋調味料・デザート等の仕分け空間・保管場所には配慮すること」とありますが、誤記でしょうか。	誤記です。修正版を公表します。
103	資料9		-	-	-	-	-	-	一般エリア 共用部分	「来客者用便所」バリアフリー関連条例に適合 / 「階段」バリアフリー関連条例に適合とありますが、部位を特定せず、施設全体において、バリアフリー関連条例に適合が必要と考えてよろしいですか。 または、上記を除いた一部を不適合としてもかまわないでしょうか。	一般エリアの諸室（来客者用便所の他、階段、廊下等）についてはバリアフリー関連条例への適合を必須とします。それ以外については、事業者の提案によることとします。
104	資料10	5							献立試作室	「調理、盛り付け、洗浄の各スペースを別個に設ける」と記載されていますが、資料10P.2献立試作室の必要設備の調理テーブルは1台となっています。調理、盛り付け作業は、同じ調理テーブル上で行っても問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	資料10は、主要な備え付け物品のリストであり、設備は含まれておりません。なお、資料9において「調理、盛り付け、洗浄の各スペースを別個に設ける」としてありますので、盛り付け台等の適切な衛生管理を行うために必要と考えられる物品がある場合には、事業者提案とします。
105	資料10								市専有物品リスト	多目的室のメディアプレーヤーについて、VHS対応を除外していただけますでしょうか。新品の調達は困難となります。	VHSの記載を削除し、修正版を公表します。
106	資料10								市専有物品リスト	多目的室の印刷機の詳細な仕様をお示しいただけますでしょうか。	印刷機の仕様は次のとおりとします。 ・A3対応 ・片面デジタル印刷機 ・600×600dpi ・130枚/分(A4印刷時) ・LANポート有
107	資料10								多目的室	メディアプレーヤーVHS方式ビデオデッキは生産終了しておりますが、中古でもよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No105を参照ください。
108	資料10								多目的室	印刷機の維持費（印刷代、インク代、紙代等）は貴市との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No56を参照ください。

【要求水準書に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
109	資料10								多目的室	市の備品に食器が入っておりません。開業時の試食会60食は児童生徒用を使用することで宜しいでしょうか。通常の献立試作室で使用する食器は事業者負担になるのでしょうか。	御理解のとおりです。
110	資料11								運営物品リスト	アレルギー対応食運搬かごの仕様覧に、『アレルギー対応食用容器を10個位収納するサイズ』と記入がありますが、かごサイズが大きくなるため取扱いが厳しいことが予想されます。10個収納かごで宜しいのか、ご教示願います。	各学校に10個程度を配送することを想定し、収納個数については、事業者の取り扱いしやすい大きさとして事業者の提案に委ねます。
111	資料11								運営物品リスト	『※食器等を数種類同梱することも可とし、1クラス最大3種類のかごにまとめること。』とありますが、将来の献立を想定した使用食器の組み合わせを、ご教示願います。	食器の組み合わせについては、汁椀、飯椀、仕切り皿、小皿、トレイ、箸（又は先丸スプーン）です。
112	資料11								運営物品リスト	アレルギー対応食用容器の備考覧に、『ランチジャー形式』と記入がありますが、温かい給食と冷たい給食を分けて収納する考え方で宜しいのか、ご教示願います。また、5種類の容器ではなく3品の容器を1つの保温容器に収納することになりますが数量の不整合が発生しますが問題ないか、ご教示願います。	ランチジャーに限らず、保温性のある個別の5種類の容器に収納してください。なお、資料11の「ランチジャー形式」の記載を削除し、修正版を公表します。
113	資料11								運営物品リスト	食器かご類の「※3 食器等を数種類を同梱することも可とし、1クラス最大3種類のかごにまとめること」とございますが、毎日の食器の組み合わせを、ご教示願います。また、かごの選定をする上で、献立により使用しない食器もございましたら、ご教示願います。	毎日の食器の組み合わせについては、要求水準書に関する質問回答No111をご参照ください。献立により使用しない可能性のある食器については、小皿及び飯椀です。
114	資料11								運営物品リスト	食器類の汁椀と飯椀の仕様は見た目ではわかりにくく、学校からの返却の際に混在しての返却が想定されます。混在を防ぐためにデザインについては事業者の提案に委ねていただけないでしょうか。	事業者の提案を踏まえ、飯椀と汁椀が色等で区別が付くようにすることを要求水準として修正し、修正版を公表します。
115	資料11								運営物品リスト	配膳器具のおたま大・小とは、それぞれ副菜（小）・汁物（大）で配膳するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、おたま（小）は主菜にも使用します。
116	要求水準書, 資料								全般	「排水処理施設」と「除害施設」という用語が出てきますが、同義と考えて宜しいですか。	要求水準書に関する質問回答No35を参照ください。

【様式集に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	2		2	(6)	エ			提案内容に関する提出書類	参考資料としてレポート等を別添として提出することは可能でしょうか。	様式9-2における金融機関等からの関心表明書等, 各様式で添付を求める書類のみ, 添付してください。
2	様式集	2							提案書類提出時の書類	提出ファイルとして「2穴パイプファイル」に一括綴じとありますが, パイプ形式ではなく, 「2穴リングファイル」の使用も認めて頂けますか?	2穴リングファイルでも可とします。
3	様式集	4		2	(6)	エ	(7)		提案内容に関する提出書類	業務提案書ごとにインデックスをつけるのとありますが, 「施設整備業務に関する提案書」, 「維持管理業務に関する提案書」などの区分ごとでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	様式集	4			(6)	エ	(7)		提案書インデックス	業務提案書ごとにインデックスをつけることとありますが, 各業務ごと (例: 施設整備業務に関する提案書) につけるといふことでよろしいでしょうか。	様式集に関する質問 (参加資格に関するものを除く) 回答No 3を参照ください。
5	様式集	32							様式5-2	サービス対価Cの学校給食調理 固定費は四半期毎の欄がありますが, 学校給食調理 固定費は四半期毎に平準化した同一額する必要がありますでしょうか。平準化の必要が無い場合, 事業期間を通じた平均額を記載すればよろしいでしょうか。	前段, 後段ともに, 固定費は事業期間中一定としてください。 なお, 様式7-4及び様式8-8における「各年度の金額が変化する場合は, 金額とその理由・考え方の説明書を添付すること。」を削除し, 修正版を公表します。
6	様式集	41							様式6-9①	①サービス対価A (交付金) を313, 224, 546円, ②サービス対価A (起債分) の「交付対象額」を749, 598, 182円として提案すればよいでしょうか。	税抜とし, 且つ端数は切り捨てとするため, 前段については, 313, 224, 545円としてください。 後段については, 御理解のとおりです。 なお, ②サービス対価A (起債分) については, 税込金額の10万円以下を切り捨てて記載してください。様式集5-2に追記し, 修正版を公表します。
7	様式集	44							様式7-2	点検等の実施回数などを記載すればよく, 費用については記載不要との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	様式集	47							様式7-4	備考欄にて, 「各年度の金額が変化する場合は, 金額とその理由・考え方の説明書を添付すること。」とありますので, 固定費については, 15年間一定額とする必要はなく, 年度ごとに変動させてよいということに宜しいでしょうか。	様式集に関する質問 (参加資格に関するものを除く) 回答No 5を参照ください。
9	様式集	49		1					様式7-6	最大提供食数とは, 8, 500食という理解でよろしいでしょうか。	様式7-6の1を, 「給食調理について, 最大提供食数に対する1, 000食当たりの使用エネルギー」ではなく, 「本施設の全体で使用する年度ごとの使用エネルギー」を提案いただく様式に修正し, 修正版を公表します。

【様式集に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
10	様式集	49		1					様式7-6	本施設の給食調理とは、給食エリアの稼働（換気・空調やボイラーなどを含む）に使用するエネルギーという理解でよろしいでしょうか。また、排水処理施設分は除くという理解でよろしいでしょうか	様式集に関する質問（参加資格に関するものを除く）回答No9を参照ください。
11	様式集	49		1					様式7-6	1000食当たりの使用エネルギーについては、あくまで多寡の程度を確認するものであり、光熱水費の支払いには影響しないという理解でよろしいでしょうか。	様式集に関する質問（参加資格に関するものを除く）回答No9を参照ください。
12	様式集	49		2					様式7-6	「配送に係る燃料費について、1日あたりの費用と算定根拠を提案すること。」とありますが、表中に算定根拠欄がありません。表の欄外に記載すればよろしいでしょうか。	算定根拠欄を追加し、様式集の修正版を公表します。
13	様式集	49		2					様式7-6	年間195日とありますが、給食提供は小学校175日程度、中学校170日程度です。小学校・中学校ともに提供される日の使用量を195倍すればよろしいでしょうか。	年間給食提供日数（小学校：175日程度、中学校：170日程度）を踏まえ、提案してください。 なお、様式集の修正版を公表します。
14	様式集	49		2					様式7-6	年間195日として計算することとありますが、配送年間日数は年間195日でしょうか。各配送校の年間配送日数をお示し下さい。	様式集に関する質問（参加資格に関するものを除く）回答No13を参照ください。
15	様式集	49		3					様式7-6	「3. 光熱水費の削減方策とその実効性、検証方法について具体的に記載してください。」とありますが、様式7-1と記載内容が重複しています。書き分けのイメージがあればご教示下さい。	様式7-6の3「光熱水費の削減方策とその実効性、検証方法について具体的に記載してください。」を削除し、修正版を公表します。
16	様式集	49							様式7-6	1,000食当たりの使用エネルギーの算出を求められていますが、電気料金は電気使用量によって基本料金変動するため、実際の金額と1,000食当たりで算出する金額と異なる可能性が生じます。表に記載する金額は、従量料金のみとの認識でよろしいでしょうか。	基本料金及び従量料金を踏まえた上で、単価及び使用量を提案してください。 なお、様式集に関する質問（参加資格に関するものを除く）回答No9も合わせて参照ください。

【様式集に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
17	様式集	49							様式7-6	「本施設の給食調理について・・・」とありますが、本様式では、施設全体で使用するエネルギー使用量ではなく、あくまでも給食調理に使用するエネルギー量（調理にかかる空調換気なども含む）を提案すればよいという理解でよろしいでしょうか。その場合、「給食調理に使用するエネルギー」ですの、給食提供日以外の日・時間帯や、厨房以外（共用部や厨房除害施設など）は対象外ということでしょうか。	様式集に関する質問（参加資格に関するものを除く）回答No9を参照ください。
18	様式集	49							様式7-6	最大提供食数に対する・・・とは、8,500食/日（最大調理能力）と8,250食/日（令和9年の食数）のどちらの食数設定になりますでしょうか。給食日数の設定はセンター稼働日数の195日になりますでしょうか。	様式集に関する質問（参加資格に関するものを除く）回答No9を参照ください。
19	様式集	49							様式7-6	使用エネルギーごとに、最大提供食数に対する1,000食あたりの金額を記載することになっていますが、例えば電気代などは、単純に食数に比例して増減するものではありません。また、本案件は事業期間中常に最大食数を提供するものではないため、この様式で提案する単価と実際の単価は異なるものと思われます。1,000食あたりの金額は、あくまでも料金の目安を確認する意図という理解で宜しいでしょうか。（運営費算定には無関係）	様式集に関する質問（参加資格に関するものを除く）回答No16を参照ください。
20	様式集	53							様式8-4	今回、主菜2献立の調理が求められていますが、本様式ではB献立のみを提案することになっています。必要に応じて、2献立として提案してもよいのか、あくまでも本様式のまま（1献立）で提案すべきなのか、ご教示ください。	A献立及びB献立はそれぞれ別日の献立であり、それぞれ主菜①②の2種類（＝主菜2献立）を示しております。提案にあたっては、A献立の日を想定して、主菜①②を提供する場合として作成してください。 なお、様式8-4を「A献立」と修正し、修正版を公表します。
21	様式集	53							様式8-4	作業献立表、作業動線図はB献立のみでなく、A献立（アレルギー対応食含む）、B献立（アレルギー対応食含む）の2献立（アレルギー対応食含む）でよろしいでしょうか。B献立のみですと、人員配置等示しにくい為です。	様式8-4で作成する献立は、A献立として修正し、A献立とA献立（アレルギー対応食）を同日に調理する場合があります。 なお、修正版を公表します。

【様式集に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
22	様式集	53							様式8-4	要求水準書の資料3に示すB献立とありますが、資料2のものでよろしいでしょうか。	様式8-4の「資料3」を「資料2」, 「B献立」を「A献立」に修正し、修正版を公表します。
23	様式集	55							様式8-6	アレルギー対応食の配送についての提案は、様式8-3にまとめて記載し、本様式では提案不要とのことで宜しいですか。	御理解のとおりです。
24	様式集	55							様式8-6	「配送校の追加支援」について提案が求められていますが、具体的にどのような支援を想定されていますでしょうか。	要求水準書(5頁)に示す臨時的に配送校を追加するにあたり、配送・回収を効率的に行うためにどのような方策があるか提案していただきます。 なお、優先交渉権者決定基準(別紙)も合わせて参照ください。
25	様式集	56							様式8-7	配送・回収計画は、資料1に記載されている令和5年度配缶数を元に作成するとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
26	様式集	57							様式8-8	運營業務内訳書には、光熱水費及び燃料費は含めないとの理解で宜しいですか。その場合、事業期間各年度における光熱水費及び燃料費は、様式9-3のみに記載することになるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
27	様式集	59							様式9-2	ここでの事業費総額とは、維持管理・運営も含めたサービス対価の合計額という理解でよろしいでしょうか。	様式9-2「事業費総額」を「資金調達総額」に修正し、修正版を公表します。
28	様式集	60		2					様式9-2	外部借入の表に見直時期の欄がありますが、見直とは何を意味するのでしょうか。	金利等の借入条件の見直しを意味します。借入条件の見直しを予定されている場合は、具体的な時期を記入してください。
29	様式集	61							様式9-3	劣後ローンの資金調達を行う場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算についても、当該劣後ローン借入は資本金と同等と見なせるとの考え方により、元利金は優先ローン借入のみとして算定する予定です。	可とします。

【様式集に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
30	様式集	61							様式9-3	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんか。	可とします。
31	様式集	63							様式10-1	表中Aの件数・金額はSPCから構成員及び協力企業への発注件数ということでしょうか。または、構成員及び協力企業からの下請・委託（以降の再下請・再委託を含む）のすべてでしょうか。後者の場合、構成員及び協力企業が地元企業の場合は2重計上（再下請・再委託を含めればそのたびに重複計上）することとなりますがよろしいでしょうか。	前段、中段については、SPCから構成員及び協力企業への発注だけでなく、構成員及び協力企業からの下請・委託（以降の再下請・再委託を含む）のすべてを対象とした、件数・金額を記入してください。 後段については、地元企業から地元企業への発注分（重複計上部分）は除いた金額を記入してください。 ※例：SPCが構成員（地元企業：本店）に30億円を発注し、そのうち、構成員が下請企業（地元企業：営業所）に10億円に再委託を行った場合、地元企業への発注件数は2件、発注金額は30億円（①本店：20億円、②支店・営業所：10億円）となります。
32	様式集	63							様式10-1	「市内企業」の定義をご教示願います。	様式10-1「地元企業」と同様の定義です。「市内企業」を「地元企業」に修正し、修正版を公表します。
33	様式集	63							様式10-1	地元企業への発注を確約できる金額の提案、記載例の表ですが、A欄の各期間の発注件数は合計の件数、発注金額は総額を記載すれば宜しいのでしょうか。ご教示願います。	A欄への記載について、件数は下請けや再委託を含む合計の件数、金額は地元企業から地元企業への発注分（重複計上部分）を除いた金額を記入してください。 なお、様式集に関する質問（参加資格に関するものを除く）回答No31の記載例を合わせて参照ください。
34	様式集	65							様式11-1	学校配膳室の改修計画図とは、平面図でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、配膳室出入口については、地盤面とプラットフォームの高さがわかるように該当部分の立面等を用いてわかりやすく示してください。
35	様式集	65							様式11-1	各図面の内容が伝わる形式であれば、図面周囲の余白の大きさは提案者の任意と考えて宜しいですか。	御理解のとおりです。

【優先交渉者決定基準に関する質問】

(令和2年3月17日公表)

No	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(7)	a	項目名	質問の内容	回答
1	優先交渉権者決定基準	6							別紙 加点審査における評価項目及び配点	様式7-2, 7-5, 7-6, 8-4, 8-7は評価対象の様式に含まれていませんが、これらの様式も評価項目に該当するものは評価対象となるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。